

明治学院大学情報ネットワーク研究・教育利用細則

1995年11月15日	大学評議会承認
2000年 1月19日	大学評議会承認
2005年10月19日	大学評議会承認
2016年 6月15日	大学評議会承認

(目的)

第1条 この細則は、[明治学院大学情報ネットワーク規程第7条](#)に基づいて、本学情報ネットワーク（以下「MA IN」という）の研究・教育および関連業務の推進のための利用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(情報センターの管理範囲)

第2条 情報センターは、以下の事項を管理する。

- (1) 各室情報コンセント（無線LANアクセスポイントを含む）までのMA INのハードウェアおよびソフトウェア
- (2) 情報センターが管理するネットワーク設備
- (3) JPNICによって与えられたグローバルIPアドレス、およびドメイン

(接続に関する事項)

第3条 コンピュータをネットワークに接続するための作業は利用者が行い、そのために必要な費用は利用者負担とする。

(グローバルIPアドレスおよびドメインの利用申請)

第4条 情報センターが管理するグローバルIPアドレスおよびドメインを利用しようとする者は、所定の利用申請書を情報センター長宛に提出しなければならない。

2 取得できるグローバルIPアドレスおよびドメインは、原則として一人一個とする。

(届出の義務)

第5条 MA INの利用者は、以下に該当する事由が生じたときは、その旨を速やかに情報センター長宛に届け出なければならない。

- (1) 申請書の記載事項に変更を生じたとき
- (2) 申請書にかかる利用を終了または中止したとき

(円滑な運用)

第6条 情報センター長は、MA INの円滑な運用を図るために、以下の権限を有する。

- (1) 利用者に対して必要な勧告と要請を行う
- (2) 利用者一人あたりの資源の利用に上限を設ける
- (3) 利用するプロトコルおよびデータ通信量を制限する
- (4) 明治学院大学情報ネットワーク規程、本細則等に違反する行為があった時、その利用者の利用を停止または取消しする
- (5) MA INの設備保守上または工事上、やむを得ない場合において、あらかじめその旨を利用者に通知したうえで、MA INの運用を停止する（ただし、緊急時においてはこの限りではない）

(利用者の責任)

第7条 MA INの接続利用に係る責任は利用者が負うものとする。

(禁止事項)

第8条 MA IN上での以下の行為を禁ずる。

- (1) セキュリティの破壊行為
- (2) MA INの正常な運用を妨げる行為
- (3) ネットワークに重大な支障をきたす行為
- (4) 許可のないプロトコルの使用
- (5) ユーザIDの譲渡、貸与およびパスワードの第三者への開示
- (6) 情報資源への不法侵入を目的としたプログラムの作成および配布行為
- (7) プライバシーの侵害行為
- (8) 特定の個人や団体に対する誹謗中傷
- (9) 虚偽の情報を公開する行為
- (10) 第三者のデータを改竄したり、破壊する行為
- (11) 物品販売等の商行為
- (12) 公序良俗および社会慣行に反する行為
- (13) 本学諸規程（学則、就業規則等）に違反する行為
- (14) 第三者の知的所有権（著作権等）を侵害する行為
- (15) 他人の名を詐称しネットワークを利用する行為
- (16) その他法令等で禁止されている行為

(Webページ)

第9条 情報センターが管理するWWWサーバの利用対象者は、[明治学院大学情報ネットワーク規程第3](#)

条(1) (2) (3) (8)に定められた者とし、Webページについては以下の通り取り扱う。

- (1) 申請者本人を開設責任者としてWebページを開設できる
- (2) 学生団体・ゼミ団体などは、本学専任教員が開設責任者となってWebページを開設できる
- (3) 各コンテンツの管理・運営およびWebページの内容は開設責任者が全責任を負う
- (4) 利用資格を失った時は当該Webページは削除される
- (5) Webページ開設責任者は情報センター長に届け出た責任者をそのWebページに明示しなければならない
- (6) 情報センター長は開設されたWebページの学外公開を制限することができる
- (7) 本細則第8条に違反した場合は情報センター長は当該Webページの公開を停止することができる

(免責)

第10条 MA INが提供するサービスに関し、遅延もしくは中断によって生じた損害に対し情報センターは責任を負わない。また、常時稼動運用を保証するものではない。

(雑則)

第11条 本細則に定めのない事項が発生した場合は、情報センター委員会で審議し情報機器等利用計画本部会議の承認を得るものとする。ただし、緊急を要する場合は情報センター長が対処し学長に報告するものとする。

(改廃)

第12条 この細則の改廃は情報センター委員会および情報機器等利用計画本部会議の議を経て、大学評議会の承認を得るものとする。

付 則

- 1 この細則は、1995年11月1日より施行する。
- 2 1997年5月21日一部改正施行
- 3 1999年4月1日一部改正施行
- 4 2000年4月1日一部改正施行。この改正に伴い明治学院大学情報ネットワーク学生利用内規は廃止する。
- 5 2005年10月19日一部改正施行
- 6 この細則は、2016年6月15日から施行する。（第3条・第4条・第7条および第10条を削除、以下条番号繰上げ、第6条・第13条 表記変更、別表削除）